学校いじめ防止基本方針

石川県立羽咋工業高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

基本姿勢

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が「いじめを見逃さない」という積極的な対応を心がけ、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

平時からの基本姿勢として、いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを全教職員が十分認識し、事前の働きかけ(未然防止の取り組み)を行う。そして、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。

また、警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進し、いじめ問題に対処する。

本校では校訓の「自律」・「創造」のもと、明日の未来を創る人間を育成するため、知識だけにとどまらず個性と創造性を伸ばし自己と他人を尊重し、心身を鍛え自らを磨くことに力を入れている。これを教育目標とし、目標達成に向け特に人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解に必要な留意点は

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との用件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号、以下「法」という)」第 22 条に基づく「チーム羽工いじめ問題対策 班」を活用して行う。
- ・ 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、かくされたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについて も、加害行為を行った生徒に対する指導などについては、「法」の趣旨を踏まえた適 切な対応が必要である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「チーム羽工いじめ問題対策班」(常設)

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談課長、養護教諭、生徒会課長、各学年主任 工業科長、該当担任、(いじめ対応アドバイザー)

(3) 施策

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

石川県立羽咋工業高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	第1回チーム羽工いじめ問
	生徒への相談窓口周知	生徒への相談窓口周知	生徒への相談窓口周知	題対策会議(年間計画の確
	人権HR	人権HR	人権HR	認、問題行動調査結果共有)
5月	教員の生徒観察による情報	教員の生徒観察による情報	教員の生徒観察による情報	PTA総会で「学校いじめ防
	交換(クラス友人関係・学習	交換(クラス友人関係・学習	交換(クラス友人関係・学習	止基本方針等」説明会
	のつまずき把握)	のつまずき把握)	のつまずき把握)	規範意識週間開始(毎月) 地区PTA
	個人面談	個人面談	個人面談	目安箱設置
6月	奉仕活動(釜屋海岸清掃)	奉仕活動(釜屋海岸清掃)	奉仕活動(釜屋海岸清掃)	第2回チーム羽工いじめ問
7月	第1回学校生活意識調査	第1回学校生活意識調査	第1回学校生活意識調査	題対策会議(第1回学校生活
/月	防犯教室・薬物乱用防止教	防犯教室・薬物乱用防止教	防犯教室・薬物乱用防止教	意識調査の結果の共有)
	室の開催	室の開催	室の開催	
	いじめ撲滅標語募集	いじめ撲滅標語募集	いじめ撲滅標語募集	職員人権研修会
	保護者懇談週間(家庭での	保護者懇談週間(家庭での	保護者懇談週間(家庭での	保護者懇談週間
	様子の把握)	様子の把握)	様子の把握)	16. IA II F3. B4. /// 310.64
	地域共同防災訓練	地域共同防災訓練	地域共同防災訓練	地域共同防災訓練
8月	第1回学校評価アンケート	第1回学校評価アンケート	第1回学校評価アンケート	第1回学校評価アンケート
0)1	地域交流(砂像づくり)	地域交流(砂像づくり)	地域交流(砂像づくり)	デザインコース・美術部
9月	文化祭(いじめ撲滅標語表	文化祭(いじめ撲滅標語表	文化祭(いじめ撲滅標語表	文化祭
10月	彰)	彰)	彰)	校内支援委員会
11月	学校公開週間	学校公開週間	学校公開週間	学校公開週間
12 1	奉仕活動(釜屋海岸清掃)	奉仕活動(釜屋海岸清掃)	奉仕活動(釜屋海岸清掃)	奉仕活動(釜屋海岸清掃)
12月	第2回学校生活意識調査	第2回学校生活意識調査	第2回学校生活意識調査	第3回チーム羽工いじめ問
	第2回学校評価アンケート	第2回学校評価アンケート	第2回学校評価アンケート	題対策会議(情報の共有・状
				況と取組みの報告)
1月				第2回学校評価アンケート
1/3	課題研究発表会	課題研究発表会	課題研究発表会	課題研究発表会
2月	年間を通してさまさまな企 画や体験、一日一善運動な	年間を通してさまざまな企画を体験・一旦一美運動な	年間を通してさまさまな企 画や体験、一日一善運動な	
	どの感想文を書き、生徒に			第4回チーム羽工いじめ問
3月	フィードバック、共有をは			題対策会議(年間の取り組
	かる。	かる。	かる。	みの検証)

- ◎年間を通して毎朝の教職員の登校指導、挨拶運動を実施
- ◎生徒会(一日一善運動) として挨拶・清掃等を実施
- ◎昼食時の校内放送で学校の活動状況等の報告を実施し、校内の情報の共有

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

年4回チーム羽工いじめ問題対策会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、 いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ防止基本方針 や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が 徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基 盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、各行 事のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、 対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、 その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての 質を高めていくことが必要である。

(1) 道徳教育や人権教育などの充実

学校の教育活動全体を通じて道徳教育・人権教育を行う。また、人権放送や人権講話を実施する。

(2) 規範意識の育成

規範意識を育むための朝の全校読み聞かせ週間により、規範について考えさせ、意識を高める。

(3) 生徒会または生徒の主体的な活動

一日一善運動を推進し、人に感謝されることをすることで自己有用感や自己肯定感を育む。また、文化祭ではいじめ撲滅標語を募集し、全校生徒がいじめ撲滅について考える機会を作る。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために部活動や生徒会活動など課外活動の充実を図る。

(4) わかる授業作り

授業力向上による分かりやすい授業づくりを進めるため、専門高校ならではの視聴 覚機器・ICT機器の活用や、生徒の学習の進捗状況に応じた授業展開を図る。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、課題研究発表や、各種資格取得検定の受験、地元中学校との交流や地域と連携したボランティア活動等への参加を奨励する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしようとする熱い行動力が求められている。

- 2 いじめの早期発見のための措置
- (1) 実態把握の方法として、生徒意識調査アンケートを活用し、各HRの担任と生徒の個人面談も実施する。 日常の観察として、担任や部顧問等が生徒の人間関係の把握に努める。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、学年団では生徒状況の把握と情報交換に努め、いじめの気配が認知された場合は、チーム羽工いじめ問題対策班での対応を図る。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として教育相談、保健室の活用、また学校生活目安箱等の設置を行う。
- (4) 本校ホームページにより、相談体制を広く周知する。
- (5) チーム羽工いじめ問題対策班により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (6) 教育相談、保健室等で得た生徒の個人情報については、内容に応じてその取扱いを、 チーム羽工いじめ問題対策班において共有や利用の範囲を設定する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、 事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添) 「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、チーム羽工いじめ問題対策班と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。 また、いじめ対応アドバイザーの要請も行うことがある。
- (4)被害者・加害者の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁 寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。 なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所 轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、チーム羽工いじめ問題対策班が中心となって対応する。状況に応じて、いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行

- う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を する。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を 脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生 徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格 の発達に配慮する。
- (4) その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じていじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

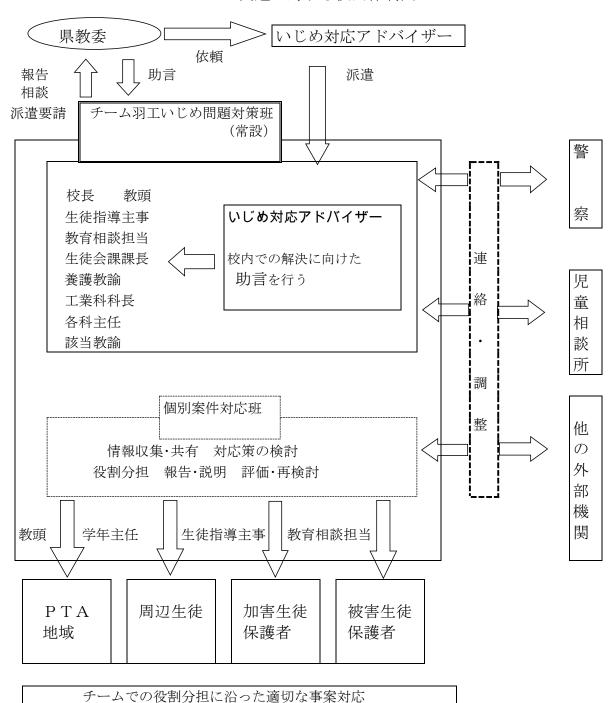
- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。 また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとって、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- (2) 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (3) いじめが認知された際、被害者・加害者の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の集団的自立を図る。その際、いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラーとも連携する。
- (4) 体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、 生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、 その箇所を印刷・保存するとともに、チーム羽工いじめ問題対策班において対応を協議 し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を 講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとと もに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者 への対応については、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、科目「情報技術基礎」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (4) 未然防止・早期発見について、石川県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールと

連携をとる。また、保護者においてもネットいじめについて理解を深めさせる。

いじめ問題に対する校内体制図



第5章 家庭・地域の役割

1 家庭・地域を含めた連携

いじめ防止などの対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

第6章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に注目して判断する。

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえる。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査などに当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「チーム羽工いじめ問題対策班」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個 人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・調査結果については、知事に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。